

非常勤役員手当について

(平成 17 年 9 月 1 日 平成 17 年細則第 1 号)

第 1 条 役員報酬規程（平成 17 年規程第 4 号）に基づき理事長が定める監事に係わる非常勤役員手当は、日額 35,215 円とする。

附 則

- 1 この細則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。